

平成22年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成22年 2 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成22年 2 月28日）

第 1 号（2月28日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
	近藤議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	例月出納検査結果報告	5
1	出席要求理事者報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 1 号議案から第 4 号議案	5
	山田広域連合長の提案理由説明	5
1	一般質問	
	大西古文議員の質問並びに山田広域連合長及び岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱の答弁	6
	水谷修議員の質問並びに山田広域連合長、岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱及び中西事務局次長兼業務課長兼会計管理者の答弁	9
	前窪義由紀議員の質問並びに山田広域連合長及び岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱の答弁	17
1	第 1 号議案から第 4 号議案	24
	水谷修議員の質疑並びに山田広域連合長及び岩瀬副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱の答弁	24
	前窪義由紀議員の質疑及び山田広域連合長の答弁	27
	水谷修議員の討論	28
1	第 1 号議案から第 4 号議案、可決	29
	近藤議長閉会宣告	29

上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	平成22年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第 2 号	平成21年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 2 号）	”
第 3 号	京都地方税機構地方事務所設置条例一部改正の件	”
第 4 号	京都地方税機構職員定数条例一部改正の件	”

平成22年 2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成22年 2月28日(日)午後2時00分開会

出席議員(31名)

近藤	永太郎	君
植田	喜裕	君
山本	正	君
前窪	義由紀	君
山口	勝	君
佐々木	幹夫	君
和佐谷	寛	君
白猪	知広	君
水谷	修	君
西川	博司	君
安達	稔	君
松本	富雄	君
大西	吉文	君
石原	修	君
祐野	恵	君
横山	博	君
櫻井	立志	君
松本	経一	君
井尻	治	君
大西	宏	君
北村	吉史	君
中井	孝紀	君
村田	忠文	君
田中	修	君
石田	春子	君
岩崎	宗雄	君
三原	和久	君
新田	晴美	君
篠塚	信太郎	君
倉	秀樹	君
森本	敏軌	君

欠席議員（１名）

木戸正隆君

議会事務局

議会事務局長

後安剛児

地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山田啓二

副広域連合長

中山泰

副広域連合長

木村要

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱

岩瀬充

事務局次長兼業務課長兼会計管理者

中西利信

事務局業務課参事

大槻光

事務局業務課参事

奥山鉄治

議事日程（第1号）平成22年2月28日(日)午後2時開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第1号議案から第4号議案まで（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案から第4号議案まで

以上

議長（近藤永太郎君） これより平成22年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（近藤永太郎君） 日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。吉田繁治君の議員の任期満了に伴い、南丹市議会から井尻治君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。井尻治君の議席を、別紙お手元に配付の議席表のとおり、指定いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から山本正君及び横山博君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第5「第1号議案から第4号議案まで」の4件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長(山田啓二君) 本日ここに2月定例議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また日曜日にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。ただいま、議題となりました第1号議案「平成22年度京都地方税機構一般会計予算」ほか3件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は平成22年度一般会計予算であります。京都地方税機構におきましては、本年1月から高額滞納案件を中心に滞納整理業務を進めているところでありますが、本年4月からはすべての滞納案件を引き受けることとし、必要となる人件費及び地方事務所等の運

営費等17億3,800万円を計上しております。歳出予算の主なものといたしましては、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金12億9,800万円のほか、共同徴収支援システム等運営費1億4,200万円となっております。その財源といたしましては、規約に基づく各構成団体の負担金収入17億3,800万円でございます。

次に、第2号議案は平成21年度一般会計予算の補正であります。各構成団体からの派遣職員等の人件費や事務局の運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、これを補正することとし、7,097万円の減額補正を行おうとするもので、補正後の一般会計予算額は6億9,540万円となっております。なお、年度内に支出を終わらない事業につきまして、翌年度に繰り越して執行できるよう繰越明許費を計上しております。

次に、第3号議案及び第4号議案はいずれも条例の改正に関する案件でありまして、第3号議案は京都市内3地方事務所の設置に関し、第4号議案は職員の定数に関し、それぞれ所要の改正を行うものであります。

以上が、ただいま議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤永太郎君） 次に日程第6「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、大西吉文君に発言を許します。大西吉文君。

〔大西吉文君登壇〕

大西吉文君 失礼いたします。城陽市議会選出の大西吉文でございます。

議会運営に係る申し合わせ事項で、質問時間はおおむね20分以内と決まっておりますので、早速通告どおり一般質問を行います。

まず第1は、徴収業務開始からの実績についてであります。平成22年1月から京都市域を除く府内6地方事務所、当初3人から4人で対応と、順次体制を整えていくという方針を出されました。また、本部事務局に特別機動室を設置され、徴収業務を開始されました。現在、2カ月が過ぎようとしていますが、地方事務所の開設に当たり、準備が大変であったということも耳にしております。現時点での業務内容並びに徴収実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

第2は、4月からの本格的な体制に向けた準備状況についてであります。4月からは186人体制ですべての滞納案件について徴収業務を行っていくと先般説明を受けましたが、職員数の体制は整っても、業務運営に不可欠な支援システムの整備の件について、臨時会でお話しされました各市町村との連携状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

あわせて、府・市町村でこれまで養ってきた地方税業務にかかわるさまざまなノウハウの集積もまた大切であると、このように思っております。質の高い徴収業務執行を目指すために、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

第3は、税務共同化の今後の進め方についてであります。前段で申し上げましたように、4月1日から徴収業務が本格化することになりますが、課税権は各市町村の権限の範囲内で

行われています。しかしながら、課税事務の共同化について具体化されなければならないと思います。税機構としては、どのように進めていかれるのかお尋ねいたしまして、第1質問を終わります。

御答弁のほう、よろしく願いいたします。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 大西議員の御質問にお答えいたします。出納の細かいものにつきましては、また事務局長のほうから答弁をさせていただきます。まずは私どもの第一歩といたしまして、緊急度の高い案件を中心に滞納整理業務を開始いたしまして、これにつきましては、かなりもうこの時点でも徴収実績が出てきておりまして、一定の成果を上げているというふうに思っております。

しかしながら、やっぱり本格的な業務というのは、4月からの全案件を引き受ける時点になってくると思っておりますので、今はいわば共通の理解と共通の手法について、しっかりとこの業務移行の間で徹底を図っていく時期だというふうに思っております。そのために、まずデータのほうのシステムテストを今進めているところでありますし、特に併任職員を中心に、地方税全般にわたる基礎知識や滞納整理システムの実習など、基本的なところについての研修をもう一度実施するなど、まず十分に全員が同じ形でスタートできるような体制を今はとっているところであります。

その上に立ちまして、私どもはやはり京都府の持っているノウハウ、そして各市町村の持っているノウハウというものをもう一度よく点検をいたしまして、それに応じまして、丁寧な徴収業務を全体としてさらに高度な徴収業務を遂行できるようにしていきたいというふうに思っております。もともとこのシステムというのは、課税につきましても一元化をしていきたいということでございますので、課税事務の共同化に関しましては、事務処理や電算システムのあり方について、今後構成団体の意向も踏まえながら、具体策をしっかりと検討していきたいと思っております。これはシステムの問題もありますので、さらに時間がかかることになろうというふうに考えているところであります。

4月からの、すべての滞納整理案件の徴収に向けて、全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 1月以降599件、滞納税額にしまして約28億7,500万円につきましては、権限の移管を受けておりますが、現時点での徴収実績でございますけども、約2,400万円が徴収済みとなっております。さらに、納付見込み額は今後納付を見込めるものが約1億円というふうになっております。また、移管以前の段階で、各構成団体のほうから年末に機構のほうへ移管しますよと、そういった予告を含めた催告書を出してございまして、その結果、例年以上の収入実績を上げたというふうな報告も受けておりますので、徴収業務は一定順調にスタートできたのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 大西吉文君。

大西吉文君 今、質問に対する御答弁をいただきました。599件の移行に対しまして、今のところ見込みを入れて1億2,400万円の実績があったと、このように評価をしたわけです。私も城陽市のほうから、大口で2件それから地方事務所で18件の20件を送りまして、2億数千万のことをこの税機構でやっていただくというふうに言われております。

そういう中で、ちょうど過日、25日でしたけれども、正副議長会の研修会がございました。その中で、今、山田広域連合長の立場でございますけれども、いろいろなお話を聞きました。この中で、やはり地方自治体の持っている一番大きな問題は、費用対効果をいかに出していくかということでございますし、また、それについての御薫陶を25日にお聞きしたわけでございます。そういう中で、できるだけ費用対効果をしっかりと出していただくように頑張っていたいただきたいなど、このように思います。

それとあわせて、第2質問でやりました業務内容の中で、この新システムですね。これはやはりもう少ししっかりと頑張っていたかなければならないんじゃないかなと。今、広域連合長からお話ございましたけれども、この12月13日には、目的は信頼を得るための徴収業務である、ということをおっしゃってますので、4月に向かってその辺をしっかりとやっていただけたらありがたいなと思います。

それに対して、ひとつ御答弁願います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 費用対効果の問題でありますけれども、やっぱり一番大きな点としましては、きちっと組織だって人員を有効に使える点がまず1点上げられると思います。そして同時に、最近のようにすべての業務がIT化をしている中で、システムが統一化されることによって、全体としてこの構成団体すべてが1回のシステム変更でできる。最初にシステムをつくるときには、これはいろいろと大変なこともございますけれども、1回つくってしまった後は、システムの変更は1回で済むと。それに対しまして、ばらばらのときは、それこそ26回になってしまいますので、この点は費用対効果から見ますと、大変大きなメリットがあるというふうに考えております。

そうした点を踏まえながら、ただ、それがきめ細かな点を欠いてしまってはいけませんので、そうした点には十分注意をしながら、費用対効果をしっかりと出していけるようにしていきたいと思っております。同時にそうした中で、上がってきました効果を、今度はうまく、例えば納税のほうのさまざまな機会多様化を図るなど、納税者の皆さんの便宜に還元をするようにいたしまして、全体として住民福祉の向上に税の面からもつながるようにしていきたいというふうに思っております。

今、大西議員からの御指摘の点にありましては、今後の検討課題でありますので、その点を踏まえてしっかりと行ってまいりたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 大西吉文君。

大西吉文君 ありがとうございます。

この税機構も立ち上がってまだわずかな時間しかたっておりませんので、しっかりとやっ

ただいただけたらありがたいなというふうに思います。

きょうも冬季オリンピックで、パシュートというんですか、3名の女性の方が頑張られて、100分の2秒の差で惜しくも銀メダルということでございました。我々この税機構の一議員として、ここに参画させていただいていることは、これは行政側と議会としっかりとあのようなスクラムを組んで、いい結果が出せるように頑張っていけたらいいんじゃないかなと、このように思います。

20分という時間でございますので、ちょっと走りまわりましたが、これを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長（近藤永太郎君） 次に、水谷修君に発言を許します。水谷修君。

〔水谷修君登壇〕

水谷修君 2010年2月定例会における一般質問を行います。

お伺いいたします。京都府の徴収率が98%ということで、これを目標に合わせていくということですが、府民税は京都市域では京都市が相当徴収率が高い。ちなみに、議長のお許しをいただいております資料にありますように、京都市の個人市民税・法人市民税合わせた市民税の徴収率は97.6%。これに対して、京都府の府民税の徴収率は個人・法人府民税で97.2%。つまり、京都市の高い徴収率が反映して、京都府の徴収率が引き上がっているのではないかとおぼやかれますが、その点について御説明いただきたいと申します。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 京都府の徴収率の関係でございますが、19年度の実績が98.0%でございますが、高いわけでございます。このことにつきましては、京都府という一構成団体の決算の分析になりますので、私ども機構のほうからは回答できる立場にはないというように考えておりますが、ちなみに、公表された数値によりますと、19年度の府税徴収率は98%、京都市の住民税の徴収率が96.7%というふうになっております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 京都市の徴収率は、資料に配ってますように、今の御答弁と違うと思っております。資料のどこに間違いがあるのか説明ください。

じゃ、京都市を除く府民税の徴収率は幾らなんでしょうか。つまり、本機構に参加している市町村の区域における府税の徴収率について御説明いただきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） ただいま申し上げましたように、京都府の決算状況に関することでございますので、私ども機構としてはお答えできる立場にないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 御答弁いただいた京都市の徴収率は、資料で配ってますように間違ってますので、また見といてください。

つまり、京都市が徴収をしている京都市域の徴収率の高さが全体を引き上げているというのが一つの要因ではないか、さらに、構成市町の徴収率93%と府の徴収率98%の差は、税目の違いにも起因しているのではないかと思います。例えば、府民税は事業税99.8%、地方消費税100%、自動車税95.8%、自動車取得税100%、軽油引取税96.5%と、これらは市町村にない税目で、これが全体を引き上げているということにはならないでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 都道府県税の税目構成比それと市町村税の税目、いろいろとございますので、一概に都道府県税と市町村税の徴収率について、高い低いということ論じることは難しいかと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 今、おっしゃったように、一概に比較するのはおかしいと、私もそう思います。

だから、府の徴収率98%に市町村の徴収率を引き上げるとするのは無理があるということは、今の御答弁でも明らかになりました。

また、例えば事業税などについて、賦課段階で事実上廃業を認め、調定を上げない、こういうふうなことをして徴収率が上がっていることもあるようです。徴収率だけを単純比較するのは、これもいかがなものかと思えます。したがって、98%を目標に市町村の徴収率を引き上げる、この大目的を強いるのは問題があるということ指摘しておいて、また中身については別の議員が質問されるので、次の項目に移ります。

滞納者の所得階層は全体としてどのようになっているのか、御説明いただきたいと思えます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 機構におきましては、4月から全滞納案件を対象に徴収業務を開始していくものでございますので、滞納者の所得階層といったような統計は現在のところございません。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そう言われると思ったので、資料をお配りしておきました。全体のことは私も資料がありませんので、上から4枚目にあります市税滞納繰越一覧表については、宇治市のものがございます。これを見てわかりますように、個人市民税の97%が100万円未満の滞納額、法人市民税の92%が100万円未満の調定額の方が滞納になっている。低所得者の人だと言えると思えます。

もう1枚めくっていただきまして、次の資料にありますのは、宇治市の国民健康保険の加入世帯の所得階層と滞納世帯の所得階層の比較です。加入世帯の6割が所得200万円以下でございます。そして、滞納者を見てみると、何と77%、8割が所得200万円以下の世帯で占められています。このように、低所得の方が滞納をせざるを得ない、払いたくても払えないという実情があるのです。ここに滞納処分を強行するのは問題だと思えますが、見解をお伺いするものでございます。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 最初にお答えしました京都府の98%というのは、最初から98%じゃなかったんです。約10年前は95%前後だったんですね。そこを一生懸命職員が努力をして上げてきた、そのノウハウをやはり全市町村も含めて共有していこうというのが我々の大きな目的であります。私どもは、府は決して最初から98%を達成したわけでもなく、多分、都道府県の中では、後ろから数えたほうがはるかに早かった時点から出発したということは御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、この滞納の調定額を見ましても、それはそれぞれ各層でやはり滞納があるということでもありますから、それぞれの状況に応じてきめ細かくやっていく。所得が低い場合には滞納整理をしないとか、そういう問題ではないだろうと。ただ、所得が低い場合にはまたいろいろな事情が多い場合もあるので、そうした点をしっかり考えてやっていくというのが、多分一番いい方法ではないかなというように思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 所得の低い場合はいろいろ御事情があるだろうから、そういうふうに対応するという、お答えとしてはそれ自身をそのままきれいに、無理な滞納処分をしないということで確認できればいいんですが、現場で収納率を上げるために、厳しい滞納処分がされないように、これは指摘しておいて今後実情を見守りたいと思います。

次に、1月以降の業務の実績について、先ほども少し質問がありましたが、機構本部でここ1カ月ぐらいの間、相当な超過勤務があるようでございますが、こういった実情になっているのでしょうか。御説明ください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 8月に設立したわけでございますけども、機構設立から本年1月までの機構本部におきます月平均時間外勤務時間でございますが、1人平均約65時間でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 8月以降で65時間ということですから、異常に多いと思います。私が質問しているのは、最近の超過勤務の実情ということを知りたいんです。相当毎日、10時ごろ電話してもおられることが多いので、そういった実情がないように改善を求めたいと思います。また、管理職はそれ以上に過酷ではないかと思われるので、そうした超過勤務の実態をなくすように改善されたい。要望・指摘しておきたいと思います。

次に、システム連携のテスト、最終段階のテストの状況について御説明いただきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） システム連携のテストの状況でございますが、4月からシステムの更新を予定しております3団体を除く、23すべての団体におきまして、現在、最終のテストを行っておるところでございます。3月中旬ごろまでには正確性の検証を終え、4からはシステム連携によります徴収業務の本格実施をスタートさせたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 お尋ねしているのは、その連携テストの合格とか不合格とか、そういった達成状況を御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 先ほど申し上げましたように、最終段階に入っております、その最終段階のテストと申しますのは、日々のデータ移動がちゃんと受け渡しができるか、そういったものをチェックしているところでございます。できていないところもありますけれども、それを改修するようなことを日々やっております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するにあと一月なんです、連携テストが今の時点でまだ全部合格をしていないということですね。そういう状況で4月から本格実施するのは、先の臨時会でも指摘しましたが、やはり無理があるということ指摘せざるを得ません。

次ですが、4月以降の業務の内容でございますが、4月以降の取り扱いの見込みや移管件数などどうなるのか。市町村ごとにお教えいただきたいと思ひますし、機構は例えば件数、収納額の目標など、そういったことについてどのように考えているのか、御説明いただきたいと思ひます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 滞納事案の移管についてでございますけれども、まず、4月初旬に滞納繰越分の全件の移管を受け、以後、現年課税分が発生しました場合、督促状発付データにもとづきまして、移管を受けるといふことになっております。ですので、現時点で移管件数がどれくらいになるのか、各市町村ごとにどれくらいの件数になるかというのを正確に見込むことは困難であるというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いえ、ですから見込みはどうなってるのかと聞いてるんです。見込みが立たないと事業量、事務量そしてそれに必要な体制、人数、負担金が出ないんじゃないんですか。4月以降の取り扱いの見込み件数がなぜ出ないのですか。御説明いただきたいと思ひます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 業務量の算定につきましては、19年度の督促状発付件数、これが約66万件ございましたので、その66万件をもとに一定の業務量をはじき出したというところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ですから、その督促状の発行件数じゃなくて、4月からどれだけ移管するのか、業務量、事務量をはかる上で、実際にどれだけの事務量になるのか、今の時点においてもわからへんのですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 今、申し上げましたように、現年課税分の移管と申しますのは、督促状の発付データに基づいて移管されるものでござ

ざいまして、それが19年度で66万件ございました。その中でまた一定の自主納付というものもございますので、そういったものを見込んで業務量を算定していったということでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いえ。ですから、4月以降、市町村ごとが今説明できないのであれば、全体ではどうなるんですか。移管件数そして移管の額、収納額の目標などについてはどう考えているんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 先ほどからも申し上げますように、19年度の督促状発付件数、これが大体66万件ございましたので、その数字をもとに業務量を算定しております。そのすべてについて、直ちに業務を開始するというものではございません。66万件の中から、一定のものが自主納付されますので、その分を見込みまして、約30数万件を対象にまずは催告とか電話予告とかをやっていこうということで、以降の業務量も算定しております。

収納の目標でございますが、直ちに達成できるかどうかは別としまして、98%程度の徴収率を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

〔事務局次長兼業務課長兼会計管理者中西利信君登壇〕

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） お尋ねの業務量でございますけれども、現在の、先ほど申しました186名の職員さんの業務量につきましては、昨年20年度の決算時点での滞納者数、これは8万9,000ほどあったんですけども、その数に基づきまして、業務量を積算しました。副広域連合長が先ほどから説明させていただいております督促状は、どの時点を切りましても、期別の時期がかなりいろいろございますので、すべての構成団体がどれぐらいの業務量があるかということにつきましては、決算時点の滞納繰越分の件数で算定をさせていただきました。

それから、先ほどから申し上げてます1年間どの程度業務が新規に発生するかということにつきましては、督促状が66万通、これは1期、府税でしたら1回というところもありますし、国保でしたら年間10期ということになりますので、お1人の方で10期カウントするということがございます。19年度で66万件あった、その数に基づいて業務量等を積算させていただきました。以上です。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 職員数を算定する計算上の業務量がどうかということで、前にいただいた資料があるのは知ってます。私は、平成22年度、新年度にどのぐらいの規模の事業量、事務量が移管になるのかということを知りたいのですが、それはわからない、岩瀬さんは三十数万件だろう、そして98%を目指すとおっしゃってます。98%という数字については、先ほど言いましたように、税目の違い等で、すぐに府のパーセントに近づけるとするのは相当無理が起るということを指摘しておいて、次にいきます。

国民健康保険の滞納処分についてでございます。機構送りになった国民健康保険の課税に

対する不服申し立てについて、税は市町村に、料は国民健康保険審査会にするということになっています。また、納税に対する不服申し立ては、税は税機構に、料については審査会にするということになっています。実際、こんなややこしい区別ができるんでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これはもう、そもそも料と税の性質で、今2つやってるわけですから、そういうふうになっているというのが制度ですので、その中で我々は努力をしていくということでありませう。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いえ。そういうふうには複雑になって、なおかつ納税についての不服申し立ては税機構だと。料の場合には国民審査会に申し立てをしなければならない。これは国民健康保険加入者にとって大変わかりにくい。現実には厳しいものになると言わざるを得ませう。

次ですが、国民健康保険の資格証の問題でございますが、資格証の発行については、かねがね連合長は市町村の問題だと言っています。そのことはわかっています。その上で、平成12年3月26日付の厚生省通知。滞納している世帯主等に対する措置の取り扱いで、保険料を納付することができないと認められるか否かについて、十分確認すること、となっています。つまり、滞納者が本当に払えるのかどうか、保険者である市町村が確認をするということが必要になるわけですね。機構に債権が移ったとしても、確認は市町村がしなければならない。訪問などの調査については、市町村がする。そして、納付できないかどうかを確認しなければならない。しかし、納付相談については、債権を持っている機構がする。ここで、現場では矛盾が起こるのではないのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） それは国保税についても一緒の話でありまして、税とそれから国保の部局がしっかりと連携をとってやれば問題ない話であります。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 しっかり連携をとってということは、どういうことですか。機構送りになったものについては、機構が財産調査などをして、滞納分の債権の処理については行う。保険資格証などの発行、給付側の市町村とどういう連携をするのですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） きちんとした情報伝達をするということですね。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 情報伝達というのはどういう資料が回ってくるのかわかりませんが、とにかく資格証を発行するとか短期証を発行するのに当たって、現に払えないのかどうか、実情をしっかりと把握するということが前提に各市町村はやってるわけで、そのことが滞納になって機構に送られた場合、十分できないことが懸念されると思います。

そこでもう一つお伺いしますが、機構送りになった国民健康保険料（税）と地方税は、滞納処分をした場合は地方税優先、収納した場合あるいは分納した場合はどちらから消し込みをすることになるのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 今、議員が御指摘されましたように、地方税優先の原則といいますのは、これは滞納処分によって徴収する場合の規制でございますので、分納等の自主的な納税の場合は、本人の指定する順序によります。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 分納などをした場合については、本人の申し出のことを優先するというので、確認できましたので、そのことが滞納されてる国民健康保険加入者あるいは納税者に十分伝わるようにしておいていただきたいと思います。現実には税優先になって、国民健康保険が後になるということがあって、保険証が出ないなどという給付に制限が加わることがあってはいけないと思いますので、その点はどうなるかよくわかりませんので、よろしく願います。

次に、引き続き国民健康保険のことですが、機構送りになった方の場合、機構に納税相談に来たら、現年分から受け取るのか、滞納分から受け取るのか。このことについて、御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） お尋ねの件は、滞納されてる方が現年課税分も、さらに古い滞納繰越分も滞納されてる場合のことであろうと思いますが、まず滞納者に納税を促す場合、要は納期限内納付ということ、そういう意識、納めるべきものは納期限内に納めていただくんだという意識を徹底していきたいと考えております。そして、まずは新たな滞納を発生させないということに留意をしていく中で、全体の滞納額を圧縮できるような計画を立てていただくということをお願いをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いや、御本人へ滞納しないように意識を持っていただくというのはわかりました。それはわかるんですけど、現実問題、機構送りになった滞納分、そして市町村が持っている現年分、まだ滞納になっていない部分、これは両方あるんですが、現年分から入らないと、市町村の国民健康保険の徴収率、例えば93%なり何々の目標を達成しなければ、国からペナルティがあるという問題があります。

したがって、現年分から消し込んでいくのか、滞納分から消し込んでいくのか。これは市町村に相談に行ったときは、市町村が御判断したらいい問題なので、この場所では今は質問として問いません。本機構に来られた場合、どちらを優先していくのかということについて説明を求めているのでありますので、その点を御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） この機構は滞納案件の整理をやることになっておりますから、その範囲内でやるだけであると。それ以外の業務はありませんから。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 知事にわかりやすく説明をいただきました。つまり、税機構に相談に見えたら、税機構が抱えている債権の処理・処分をしていくということです。知事のおっしゃるとおり

になれば、現年分の分納とかいろんな市町村との関係であれば、そちらが後回しになってしまう可能性があるということがよくわかりました。そうすると、今指摘しておりますように、市町村と機構との関係において、市町村は現年分が後回しになれば、現年の徴収率つまり厚生労働省なりからのペナルティを受ける可能性も発生してくるということで、その点でも、国民健康保険を税機構に業務として移管する、このことについて矛盾が発生するんだということをご指摘しておきたいと思うんです。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 矛盾というのは何もないと思います。それぞれにおいて、きちっと国保料を払うときは、市町村で現年分を払い、また滞納分について整理をしなければならぬと考えれば、それは機構のほうに行くわけですから、その間に何の矛盾もないと思います。矛盾があるのは質問のほうだと思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 矛盾があるのは、例えば滞納があった場合に、市町村のほうに例えば国民健康保険の保険証が欲しい、そういったことで実際には行くんですね。だけど、それは滞納分だから機構に行ってくださいという対応に市町村ではなりません。機構に行った場合に、機構の業務の範疇で債権の処理をしていくということになれば、現年分が後回しになるという問題もありますし、国民健康保険加入者・納税者にとっては、そのことで給付の制限を受けるという事態が起こってくるんだということ。（発言する者あり）いや、よくわかってないですね。現場ではそういうことが起こるんだということです。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 質問がちょっと理解できないのでお聞きしますけれども、今、おっしゃいましたように、滞納分があるから、その滞納分を払わなければ保険証の問題が起きるといふ話と、そして現年分を保険証の問題で払うという話は、どう見ても矛盾されてるので、それは両方ともきちっと払っていく前提の中で、一番いいベストのことを市町村の国保の課は選ぶということでもありますから、そちらのほうでの税機構における矛盾は生じないということをご申し上げているんです。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 実際、国民健康保険証がもらえなくて、滞納になっている府民の方・市民の方が、現在、市役所に行って滞納分を払って保険証をもらってお医者さんにかかるということになってるんです。そのことが機構送りになっておれば、機構は債権の処理を優先することになるという問題、給付に問題が起こるといふ問題。もう1つは現年と滞納分を機構に行けば、（発言する者あり）いや、わからないって、現場を知らないからですよ。機構が滞納分を優先的に処理しようとするれば、市町村の現年分の消し込みが後回しになる。結果的に市町村の国民健康保険の徴収率が下がるということが起こってくるんだということをご、現状を知らないようなので、よく現状を知ってお答えいただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 機構のほうの徴収率が上がるということは、市町村の徴収率が上がるということでもありますので、市町村の徴収率と機構の徴収率を分けること自身が

かしいんです。そこで滞納が解消されれば、市町村の国保の徴収率も上がっているわけです。ですから、そこを分けて考えるからおかしくなってしまうということを申し上げているんです。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 国保のことを御存じなのかどうかよくわかりませんが、国民健康保険料の税の徴収率ということで国との関係で指摘されるのは、現年の徴収率ということでしょう。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 料のほうをおっしゃってるんですか。税のほうですか。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 国保料も国保税も一緒です。現年の徴収率が国との関係では何%になるかということが問われとるわけですよ。滞納分が先に消し込まれたら、市町村の現年の徴収率が下がるわけですから、そういう矛盾があるということをよく御存じないようなので、大槻さんとかよく御存じの方もおられるようなので、国民健康保険をぜひ研究していただいて、矛盾が起こらないようにしていただきたい。むしろ、国民健康保険を税機構に組み入れるというのは問題があるということを指摘しておいて、また別の機会に取り上げたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 次に、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

〔前窪義由紀君登壇〕

前窪義由紀君 日本共産党の前窪義由紀です。数点について、連合長並びに関係理事者に質問をいたします。

京都地方税機構が業務を開始して約2カ月経過いたしました。4月からは本格実施が予定されていますが、府民・関係団体に不安が広がっております。「低所得者ほど滞納が多く、払いたくても払えない状況にあるのではないか」、「滞納すれば税機構に送られる」、「市町村での基準が要るのではないか」、「国保料まで税機構に送るのは問題だ。納付しても税が優先されれば、資格証・短期証の交付にも影響してくる。命にかかわる問題だ」、「クレジット納税はローン払いとなり、クレジット会社の取り立てとなる。サラ金と同じようになるおそれもあるし、個人情報保護から問題がある」、「住民が税金を払えるように、府民の暮らしと営業の実態に目を向けて、自立を援助し、担税力を高めるのが自治体の役割ではないのか」、「北部の実態はとにかく厳しい」、「しがらみのない徴収というが、しがらみがあるからこそ分納相談などの丁寧な対応が図れる」、「徴収強化ばかりだと、徴収マシンになってしまわないかなど心配だ」等々。これは2月1日、2日に宇治市、福知山市で開かれました府民の立場から地方税機構発足を考える交流集会で参加者から上げられました声であります。これらは、準備段階から業務をスタートした現在まで、パブリックコメントや住民への説明会すら実施しないで、税務共同化を強引に進めてきた結果であり、主導してきた京都府知事、現在は連合長の立場であります京都府知事の責任は重大であります。

今、構造改革によって、格差と貧困が広がり、住民の暮らしは底なしの悪化を続けています。失業率は急上昇して、5.1%に達し、企業倒産は3年連続で増加しています。雇用者報酬もマイナス0.7%とされ、家計の収入が改善する見通しは立っておりません。正規労働者

の派遣労働者への置きかえ、年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超え、一昨年秋以降の経済危機を理由に、解雇、派遣切りなどが広がっています。加えて、高齢者控除の廃止、定率減税の縮減など納税義務者の拡大、低所得者世帯、高齢者世帯への課税強化などもあり、税金を払いたくても払えない方の増大は避けられません。住民税や国民健康保険料の未納者の七、八割は年収200万円以下と言われており、この中には、地方税法15条の7第1項滞納停止処分の要件等に該当する無財産や生活困窮者が相当含まれていると予測されます。

こうしたもとで、税機構による滞納者への機械的な徴税攻勢が回れば、住民生活や命にかかわる重大な事態さえ起こりかねません。例えば、09年1月に自動車税12万円の滞納のため、差し押さえ禁止財産である出産一時金を府税事務所から差し押さえられた事案がありました。本人から民商に相談があり、交渉の結果、差し押さえの解除、一時金の返還をさせることができましたが、退院後10日後のことで、出産費用の支払いには間に合いませんでした。また、交渉の中では、人員削減の中で滞納者の生活実態の把握や訪問などができなくなってきている、そういう実態も明らかになりました。4月からは納期限が過ぎた滞納については、すべて税機構送りとなり、基本的には府内9カ所の地方事務所で行うこととなります。広域化・効率化を進め、徴収に特化した税機構をつくることによって、ますます税務行政が住民から遠ざかり、不便になると同時に、機械的・事務的に扱われることが強く懸念されます。京都府は府税の徴収率は98%であるが、市町村の平均徴収率は93.4%にとどまっているとして、府税の一層の徴収率の向上だけでなく、市町村での徴収率を大幅に引き上げることが必要だと税務の共同化を進めてまいりました。

こうした中、長岡京市議会で、府民の納税権利を守り、社会状況や生活実態など不可抗力によって納税が困難な府民に対して、健康や生活の保持を侵害するような滞納処分を行わないことなどを指摘した意見書が全会一致で採択されています。宇治市では、年度内分納者や生活困窮者は税機構に移管しないと議会答弁するなど、納税者の生活を考慮すべきだとしております。

そこでお聞きをいたします。1点目、住民への説明責任の問題ですが、これまでパブリックコメントも住民説明会も実施されませんでした。これで十分と考えておられますか。先の臨時会で連合長は、これからも十分にわかりやすく説明してまいりたいと、こう答えましたが、その後どう対応されましたか。2点目、府税と市町村税の収納率の違いの要因はどこにあると見ているのか。市町村の平均徴収率98%を目指すとする目標からすれば、勢い、これまでの経過やしがらみを断ち切り、徴税強化に向かうではありませんか。また、市町村の収納率についてどのように認識しているのか。さらに、府税・市町村税の複数に滞納がある場合に、本人の意思はどのように反映されるのか。3点目、納税者の多くは払いたくても払えない状況にあるのではないのでしょうか。支払い能力のある滞納者と支払い能力のない滞納者を明確に区別して対応し、一律に悪質滞納者扱いにすべきではありません。そのためには、滞納者の実情を十分把握することが必要です。どのように対応されますか。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 一般住民の皆様につきましては、府民だより、そして各市町村における広報を通じて、周知していただいておりますけれども、一番大切なのはやっぱり滞納者の皆さんに対しましてきちっと説明をしていくことが必要だと思っております。今回の場合には、滞納者以外は別に対象にしておりませんので、一律に営業をやっていくようなものではそもそもありません。もともと滞納者の数は非常に少ないわけでありまして、御存じのように、私どもはそれを悪質な滞納者だと決めつけたことは一回もございませんので、それは取り消していただきたいと思っております。私どもは、滞納者の皆さんに対しまして、その個々の事情に応じてしっかりとした対応をしていく。そしてその中で、支払い能力があるにもかかわらず、納税していない人については、やっぱり我々は滞納処分をしていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

それからもう1つの点としまして、市町村につきましては、それぞれの個々の市町村の状況を我々は熟知する立場に立っておりませんが、私どもがお聞きしておりますのは、市町村におきましてはやはり人数の関係上、そもそも滞納整理等が非常にできない場合が多い。それだけに、今回の地方税機構によりまして、ある面では納税の平等が図られるということに対しまして、歓迎の声が上がっているということは御紹介をしておきたいというふうに思っております。

一つ一つの支払い能力のない滞納者、支払い能力のある滞納者は明確にはわからないと思っております。それだけに、やはり個々の丁寧な対応が必要だというふうに思っております。逆に一律に何か区分できるような問題ではなく、それぞれの状況に応じた個々に適切な対応をしていくというのが私は筋ではないかなというふうに思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 私はですね、税機構が本格スタートをするに当たりまして、こういうことがあってはならないということを指摘をしておるのであって、税機構がすべて悪質滞納者と決めつけているということを言っているわけではありません。それはよく聞いてくださいよね。そういうことをしてはなりませんと言ったわけでありまして。

それでは再質問です。例えばですが、例を出しますと、帯広市では未納者のうち道市民税の71%、固定資産税の75%、国保料の90%が所得200万円以下となっているということです。府や市町村の滞納者の所得状況を把握していくことが、これから非常に大事だと私は思っているんです。そこで、今後、税目ごとの所得水準のデータの作成、資料の提出等をしていく必要があると思うんですが、それについてお答え願いたいと思っております。

それから、府税の滞納者のうち、約90%が20万円までの滞納者ということになっていますね。そういうことから言えば、この面でも低所得者の割合が滞納者の中には相当多いだろうということが推測されます。その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） やはり一番重要なことは、払える能力があるのに払わない悪質なもの、その中に非常に多額の滞納をしているもの、私はここが一番、税の公平上問題じゃないかと思っております。本当にわずかな金額を滞納している人は、すぐに何とかと決め

つけてやるようなことは、私どもも府税でもやっておりません。一番大きいのは、例えば軽油引取税などのようなものにつきましても、ごまかしてまたは混入させてやっていて、その中で滞納している。こうしたものがやっぱり一番巨額ですし、一番悪質だという認識のもとに、我々は進めていかなければならないと思ってます。

資料の件につきましては、事務局長から答弁させます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

〔副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱岩瀬充君登壇〕

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 先ほども申し上げましたけれども、4月から本格稼働していくわけでございますので、その都度、必要な統計につきましてはとっていきこうと思っておりますが、何回も申し上げてますように、滞納整理は個々の事案に則して、その事案に最も適した滞納整理の仕方で行っていくものでございますので、それを機構として考えております。以上です。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 私は、今後の業務の中でぜひこれは検討していただきたいし、出していただきたいということを再度要請しておきたいのですが、やはり府や市町村の滞納者の所得状況、これをしっかり把握していただきたい。これを議会にもわかりやすくできるような資料の提出、今後、まとまれば出していただくようお願いをしておきたいと思えます。また、悪質滞納者とすべて決めつけると、こういうことはあってはならないし、本当に悪質滞納者である、こういう方々については、私はやっぱり毅然として納税の義務を果たしてもらうようにやっていただきたいと。これは連合長の今後の姿勢を見守っていききたいと思えます。

次に4点目の質問です。これは府のことなんですが、府が滞納者に送ろうとした移管予告書があるんですね。そこには、府・市町村から滞納事案が移管されると、京都地方税機構において徴収及び滞納整理、預貯金・給料・生命保険・自動車・不動産・売掛金等の差し押さえ等を行うことになり、と大きな字で下線まで引き強調されております。見方によりましたら、まさに脅かしの文書、このように見られますが、税機構ではこのような扱いをするのか、基本姿勢ですからお聞きをしておきたいと思えます。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 払える能力がある方が払わない場合においては、滞納処分というのは十分あり得ると思えます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 そのことは、私も異議がないわけですね。国会でも問題になりましたように、鳩山首相のような、ああいうことがあってはならないと。あれ自体が判明したから、追加して後で納税したわけですから。こういうことになってはいけないということです。それは大口滞納者に対する毅然とした、払えない人に対する一般的ではなくて、悪質の人に対する姿勢であろうかと思うんです。

それで、これは再質問ですが、この催告についての本機構の事務提要では、催告書の文面は「滞納処分の執行」等、表現の強い文言のものに変えていく、とこう示されているんです。先の府の文書以上の、かなり強い文書になろうかというふうに思うんですけれども、これは払

いたくても払えない人たちにとっては、相当精神的等の苦痛になると思うんです。先ほど連合長が言いました、悪質なものに対しては厳しくやるんだと。けども、この文書というのは悪質でない人にも行くわけで、こういった点についてどうされるのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） まず基本は、これは納税というのは憲法上の国民の義務ですから、やっぱり憲法に従って国民の義務を求めるといのは、我々憲法を守らなければならない立場としては当然だというふうに思っております。ただ、その中で、必要以上に苦痛を与えるような、そういうふうな表現はやっぱり避けるべきだろうと思っておりますし、一番必要なのは、悪質なものに対して毅然としていく。そして毅然としていくためには、やはり総合的な力が必要だというのが、私は地方税機構の一番大きな役割じゃないかなというふうに思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 これは、自動車の税の問題ですけれども、営業車にタイヤロックをかけるという問題がありますね。これをやられて、自殺に追い込まれたという事件が九州、熊本でしたかでありました。それで、私は思うわけなんです、少なくとも京都地方税機構では、営業車へのタイヤロックは除外すべきだと考えますけれども、これについてはどうでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 大変なもうけをしながら払わないようなことをやっていた人たちについても、営業車をロックしないでいけという御質問の趣旨だとすると、それはかなり庶民感情からは離れていると思います。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 連合長の答弁でわかりました。悪質なものに対しては、タイヤロックを含む毅然とした対応が必要だと。これは当然なんですよ。ただし、税務相談に來られて、本当にもう少し売り上げをふやせば税金も納められるのになという、そういうところでタイヤロックを押しなべてやるようなことはすべきでないということを私は言ってるわけなんです。そのことをぜひ理解すべきだというふうに思います。何でもかんでも悪質と言えいいかということではないと。本当に悪質かどうかを見極める。見極めてこの人は悪質でない、こういう場合はやはりタイヤロックなどはすべきでない。改めてもう一度答弁してください。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） やはり、支払い能力に応じてというのが今の基本になっているということでありますので、そういう観点から、私どももしっかりとした分納計画、それも市町村と都道府県とがばらばらにやるのではなくて、都道府県と市町村が一体となってやることによって、納税者の皆さんにとってより便利な納税ができるような分納計画ができるようにしていかなければならないと考えます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 それでは次に5点目の質問です。納税者の生存権・財産権を侵害する、まず差し押さえありきのような滞納処分は行わないことが必要だと思います。法律にある納税

者の保護を厳格に守り、窓口には徴収猶予の申請書を置くなど、徹底すべきと考えます。また、少なくとも4月までに、滞納処分の執行停止の基準を明確にして公表することを求めますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 徴収猶予の申請書の関係でございますけども、そのことも含めまして、滞納整理といいますのは法にのっとって行っていくということでございますので、その中で徴収猶予の制度の適用につきましても、親切的な説明を行っていききたいというふうに考えてます。

また、滞納処分の執行停止の基準の関係の御質問でございますけども、滞納処分の執行停止といいますのは、納税者に対しまして納税の猶予をするということは一面ありますけども、他面、債権放棄につながっていくという措置でございますので、その点につきましては、納税者の生活実態を十分に踏まえまして、厳格に対処していききたいというふうに考えてます。

その基準の公表についておっしゃいましたけども、これも基準につきましては、今後、策定していく予定でございますけども、これはあくまでも内部の判断基準とするべきものでございますので、また納税者の誤解を招くおそれもありますので、公表には適しないのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 滞納整理機構をスタートさせた山梨県の事例ですけれども、08年の実績として、差し押さえ件数が2,742件と、前年度の約3倍にはね上がったと、こういうことあります。本機構もこのような構えでやるかどうかというのは、非常に私は納税者にとっては心配なことだと思います。

そこで、基準を明確にしてほしいと言いましたのは、事例を出して、再度お聞きをいたしますが、京都府では滞納処分の停止に関する生計費需要額、これが決められています。早見表を見ますと、例えば3人世帯で213万510円、給与収入で330万円、4人世帯では255万8,180円、給与収入で387万円。これに家賃・教育・医療・児童養育費が加算される、こういうことになっています。これ以下の収入については執行停止、と、こういう処分をやる、という基準だと思うんですが、本機構でも最低限この程度の基準を設けていくべきだと考えます。これは内部基準で持っていただいても結構です。別に公表して大々的にやるべき問題でもなからうかと私も思いますので、内部基準として、少なくとも京都府基準並み、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 執行停止の適用基準につきまして、京都府のほうではそのような内部基準があるということは承知しておりますけれども、他の構成団体もございますので、その辺の考え方も加味しながら、先ほども申し上げましたけども、納税を猶予する一方で債権放棄につながりますので、これは厳格な対処をしていく必要があろうと思っております。ですから、まずは税の公平性の原則、これをもとにしまして、滞納者の生活実態に加えまして、その社会経済情勢・地域情勢、そういったものを総合的に勘案しまして、機構としての基準を策定していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 それでは、この問題では資料提供を求めたいと思います。京都府の内部基準・市町村の内部基準、それぞれの構成団体の理解を得て、出していただきたいと思います。

6点目の質問に移ります。多重債務対策・生活保護等との連携についてですけれども、払いたくとも払えない滞納者の中には、地方税だけ滞っているわけではありません。倒産や失業、病気などで生活困難に陥り、家賃、公共料金なども払えず、生活そのものが維持できない困難な場合が少なくありません。また、サラ金に頼らざるを得ず、多重債務等でも追い込まれている場合もあります。こんな場合、税機構の窓口では、生活保護へのつなぎや弁護士、消費生活センター、これらを通じて多重債務解消への支援も必要になります。税機構の窓口でこそ親切で丁寧な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 多重債務者への支援の関係でございますけども、きめ細かな折衝をやっていきまして、滞納者にそういった実情があるというふうなことが顕著になってまいりましたら、滞納者のプライバシーもございますので、その辺に配慮もしながら、関係部局と連携を密にしていきたいというふうに考えております。

先ほどの資料要求の件でございますが、それはあくまでも内部基準を定めたものでございますので、資料につきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 内部基準であるわけですが、その内部基準が大きな影響を及ぼすわけで、議会の審議にも影響を与えます。それぞれ関係構成団体とよく協議していただきまして、税機構として必要な内部基準、これについては資料提出を求めておきたいと思います。再度求めておきたいと思いますが、今、答弁ありましたので、よく協議をしてください。

それから、再質問であります。府内の自殺者は600人前後で推移をしております。そのうち、経済・生活問題での自殺者は130人前後ということで推移をしております。景気の悪化や失業・倒産などが大きく影響していると思います。徴収攻勢で、さらに追い打ちをかけるということが心配なわけなんです。こういうことがないように、ぜひ十分、私が先ほどから指摘しておるようなことを配慮してやってほしいなというふうに思っております。やはり自治体の役割、それから税機構の役割も同じだと思んですが、税金を払いたくても払えない人たちがいかに払えるような、そういう自立をしていくことができるかという、そこに支援を行っていくということが非常に大事です。徴収攻勢で追い打ちをかけて、命まで失うと、こういうようなことがあってはならないと思います。

それから、税務職場における人事評価制度、特に業績評価制度の導入など、これも税行政をゆがめます。ノルマや成績主義、これがまかり通るようなことがあってはならないと私は思います。納税者の権利侵害につながるということになってまいります。そういうことのないようにするためには、職員がばらばらにあってはならないと。徴収率を競わせるような職場ではなく、集団の英知を集めて、やはり民主的に業務を進めることが非常に大事だと私は

思います。税金が払えない暮らしから税金が払える暮らしへ、そういう自治体・税機構と、こういうようになるように、また私はそういう職員の姿勢であってほしいというように思いますが、連合長、そういう職員を育てることが必要ではないでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 先ほどからお答えしてますように、悪質なものに対して毅然としてやっていく、敢然として立ち向かっていくということを一番の主眼としているわけがあります。やっぱり一番期待したい世の中というのは、皆さんに一定の基準以上の方には納税をきちっとしていただいて、そして困ったときには福祉とかそういったサービスで、セーフティーネットで補えるという世の中をやっぱりつくっていかなければならないと思っております。そのためには、やっぱり課税の公平というのも非常に重要ですし、そしてそれに福祉の充実ということが重要じゃないかなというふうに思っております。

ただ今の段階で、先ほどから何度も申し上げておりますように、払える能力があるのに払っていない悪質な滞納者がいる。そしてまた、市町村におきましても、いままで人員の関係等でほとんど滞納整理ができていない団体があって、仕分けすらもできてないというところもある。まずは第一歩として、そうしたところからしっかりと共通の理解と共通の認識を持って進めていくというのが大切だというふうに思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 税機構が4月から本格スタートといたしますか、本格業務に移っていくわけで、念には念を入れて、連合長を初め機構の幹部職員も含めまして、全国事例はいろいろあるんですよ。スタートする時点では悪徳の滞納者に対処する、こういうことだけでも、しかしそれが押しなべて滞納者は悪徳というような扱いにされかねない事態が全国あちこちで起こっているわけでありまして。私は、そういうことにならないように、くどいようですが、強く指摘をさせていただいているところであります。連合長の決意なり、先ほどからの答弁が納税者に配慮した、そういう形で今後生かされるべきだし、生かしてもらうために、私は推移をしっかり見守っていきたいと、このように思います。以上で終わります。

議長（近藤永太郎君） 以上で一般質問を終結いたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第7「第1号議案から第4号議案まで」の4件を一括議題といたします。

これより議案4件に対する質疑に入ります。通告がありますので、まず水谷修君に発言を許します。水谷修君。

水谷修君 まず、議案1号でございますが、負担金が市町村の予算と食い違っているようでありまして。何自治体で食い違っているのか、その食い違いの理由について説明をいただきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 負担金で機構のほうでお示した額と市町村の予算との食い違いでございますが、お尋ねしましたところ3団体ございます。なぜかということでございますが、一般的な経費・共通的な経費に加えまして、各

構成団体の事情によりまして、例えばパソコンを追加整備したいというふうな希望のあった団体に対しましては、その追加費用につきまして改めて、これは機構のほうから円単位でお示したものでございますので、端数調整の違いによりまして相違したものというふうにご考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷議員に申し上げます。質疑は原則2回までとなっております。おまとめをいただきまして、議案ごとに2回にまとめて、御発言いただきますようお願いいたします。水谷議員。

水谷修君 今の説明で、3団体について市町村の予算と本機構の予算が食い違っている。額の大小は別として、町内会でも、市からもらう補助金と町内会の予算と食い違うようなへまはしません。私も長いこと一部事務組合の議員もしてますが、こんなことは初めてです。市町村の予算編成に当たって、そういう調整をして、最後きっちり出してるのに、何でこの広域連合のほうで金額の調整を最後にできなかったんですか。予算の制定の式が違うんですか。そのぐらいのことはきっちりできるんじゃないんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） まず、端数調整につきましては、議会も含めても慣例がございますので、その中の話でありますから、大きな食い違いはないし、そのことについては慣例の中でおさまっている話でありますので、そのところでの、例えば何百万とか何万円違っているとまたそれは問題でしょうけども、そうでない限りはこれは慣例の中での話だと思っております。それぞれの議案のつくり方の問題ですので、そのところで特に大きな問題であるとは考えておりません。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君に申し上げます。1議案について2回。次でまとめていただきますようお願いいたします。水谷修君。

水谷修君 要するに、そういう食い違いはほかの一部事務組合でもありません。

議案2号でございますが、歳入の補正について、増額の負担金があるのは福知山、舞鶴、綾部。これは事案を移管したという説明を聞きました。事案の一覧表が私の手元にありますが、移管事案の2月21日付の一覧表には、福知山、舞鶴、綾部からは500万円以上あるいは共同徴収以外の案件についてはありません。逆に、八幡については、追加事案が34件ある。それなのに、移管したと言い張って増額をするのはおかしい。ましてや、人件費は機構の負担金のルールが機構の規約で決まっています、人件費、つまり派遣職員の人数に応じて負担金を出すということになってるんだが、派遣をしてないにもかかわらず負担金が増額され、支出においても、人件費相当の市町村への負担金支出を予算化されている。これは規約に基づいてないものだと言わざるを得ません。ましてや定数は19人と決まっています。定数を超えて派遣職員を出してるということになれば、議会との関係においても先に定数条例を変える、そして派遣人数を変えて派遣をして、それから増額の補正などをするというのが手順だと思うんです。これはどこからどう見ても、おかしいと言わざるを得ないんですが、御説明いただきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 第2号議案で、構成団体

の負担金の中で、増額補正になっている団体が複数あるといったことの事由でございますが、議員も御指摘のあったように、共通経費であります共同徴収案件・500万以上の大口滞納案件、それ以外にも追加案件が出された団体もございます。その分の業務量に見合う人件費相当額は、これは負担金ルールによって各構成団体にも負担していただくわけにまいりませんので、ここはそういった事情のある各団体からいただいているということでございます。そういったものが1つございます。

それから、そういったもののほかに、追加の共用端末の申し込みを受けたところもございまして、そういった、要は、構成団体の特殊事情によりまして、他団体に負担金ルールによって負担していただくわけにはいかないものもございまして、増額になっている団体もあるということでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 事務費の、何かパソコンの台数をふやしたとか、そんなんの調整はしてもうたらしいですけども、派遣をしてないのに人件費を負担金として増額して、また人件費を負担金として支出するのはおかしいということを言ってるんです。負担金は派遣職員数の比率で決めると規約で明記されています。職員定数をふやしてないのに、派遣職員が事実上ふえてるとするのは、定数条例を変えてないのにおかしいということを指摘してるんですよ。まあ、指摘しときますわ。こんなけったいなこと、多分だれが聞いてもわからないと思います。

議案4号でございますが、議案4号は職員の定数ですね。4月以降の市町村ごとの移管の件数はわからないと今おっしゃいました。186人の内訳は、過去の実績で計算上業務量を出したと。私は実際の見込みの事務量、移管の見込み件数を出して、派遣職員数を定めるべきだと思います。こういう時期に来ているんですから。実際の見込みと派遣職員数のアンバランスがあるんじゃないかと思われませんが、それについてはいかがでしょうか。

また、本部の次長兼総務課長が市から、業務課長も市からということで、本部の管理職の局長を含めて4人ですね、4人の本部の管理職のうち、2人が市からということになります。ナンバー2といえる次長、そしてナンバー3といえる業務課長を市から出すというふうなことについては、これは構成市町と話がついているんでしょうか。これは本機構はこれまで府の方が主な幹部をしていたんですが、今度は序列2番目の方、3番目の方が市からと、こういうことになるということで、構成市町、構成団体とはもうお話ができているということですね。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これは本当に初めて行ってく話ですから、まず業務量については過去の実績を踏まえて一定のものを出して、あとはその実績を置いて調整をしていくという、その筋でいくしかないと思っております。すべての未来を見通せるわけではないですし、新しいものがわかるわけありませんから、それは当然、一定の推定のもとにやって、そして調整をしていくことだということです。

それから、管理職の件につきましては、これは私どもがやはり構成団体の長と話し合っただけのものだと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 職員派遣数と実際の移管の件数が4月当初でもうアンバランスが発生するという事は、現時点の移管件数を見ても明らかだと思います。私はそういう点に立って、早期に派遣職員数のアンバランスを移管件数と調整をするということが必要だと思います。今後、早期に見直しなどをするのかどうかについてお伺いします。

それから、管理職の派遣については、構成市町とお話をされるということで、聞いている会議等の資料によれば、今、言ったようなことになってる。私はこれで本当に事が進んでいくのかどうか、少し疑問があります。ということ指摘しておいて、再質問は職員数と業務量のアンバランスの是正を、今後どうするのかということについて御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬副広域連合長。

副広域連合長事務局長事務取扱総務課長事務取扱（岩瀬充君） 4月からのことで、まだ、スタートしておりませんので、今の時点でアンバランスが生じているとは思っておりません。アンバランスが生じましたら、その都度、修正していきたいと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 次に、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

前窪義由紀君 私は地方事務所のことについて1点お聞きしておきたいと思います。府の庁舎等自治体庁舎以外で地方事務所を置いているというのは、山城中部事務所だけだと思うんです。これはこれとして、府民の利用施設を執務室に使うというのは問題があるかと思えます。今後の事務量の増大による執務面積の拡張がこの山城中部事務所では必要になるのかどうか、これが1点。

それから、地域職業訓練センターを22年末をもって廃止するということが国の方針で示されております。城南勤福は職業訓練センター等相当な面積を占めているわけで、これがなくなる。そして税機構にも相当面積をとられると。こういうことでは、府民のあるいは勤労者の福利厚生施設を含むいろいろ研修施設等々の利用に支障が出てくると、このように思いますけれども、どう考えておられるのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 地方事務所の設置場所につきましては、検討した結果、山城地域で一番ここがいいだろうという結論になりまして、その中で当機構の臨時会におきまして御議決をいただいたものでありますので、それが今のベストだというふうに思っております。今後につきましては、また今後の業務の動向を見ながら判断をしていくべきだと思っております。

それから、城南勤労者福祉会館のことにつきましては、これは我々が述べる立場にはございませんので、控えさせていただきたいと思います。

なお、利用件数から申しまして、これは問い合わせましたところ、その実数はわかりますので見ましたところでは、平成21年1月よりも平成22年1月のほうが利用者も利用件数もふえているという現状がございます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 府民の利用件数がふえているという、そういう大変地域にとってはかえがたい施設でもあるということでもあります。

それで、私が1点目に質問させてもらったのは、今後、課税の事務なんかも移管していくというようなことも検討されているようでありますが、これはこれとして意見があるんですけども、要するに今後の事務量が増大していくことによって、勤労者の福祉会館の今の執務室で十分やっていけるのかどうかという問題についての答弁がなかったように思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） それは業務がふえてきたときに、どういうやり方をするのか。分散方式をとるのか、それとも集中方式をとるのか。そうした問題はやはり各構成市町村とも十分お話ししながら考えていくべき話なので、今の段階では、まだ1月から始まった段階ですので、これからの検討課題だというふうに考えてます。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 今後、検討したいということです。それで、今の立場で答えられないということでしたが、地域職業訓練センター等の廃止というのは、これはこれで非常に大きな問題があります。府民が地域の住民が本当に使い勝手がよい施設として重宝がられてきた勤福会館が、執務室になったり、あるいは国の制度で廃止になったりということで、使い勝手が悪くなると、支障を来す。こういうことはよくないなと思っているんです。したがって、本機構の事務量が増大し、さらに執務室を拡張しなければならないというような事態になるとすれば、やはり振興局等、他の最もふさわしい施設を税機構の地方事務所とされるようなことも含めて、検討されるべきだということを指摘して終わりたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 次に、議案4件に対する討論に入ります。

通告がありますので、水谷修君に発言を許します。水谷修君。

〔水谷修君登壇〕

水谷修君 ただいま、議題となっております4議案への反対討論を行います。

4議案は4月から本機構が本格稼働するための議案でございます。断固たる滞納処分のかげ声で徴収率98%を目標とする納税者への強引な徴税強化は許されません。払いたくとも払えない住民が激増している今日、住民の生活全体を見て、生活を守る視点で総合行政が重要であるにもかかわらず、滞納処分のみを分離して対応することは問題があります。

課税共同化は自治体固有の課税自主権を侵すものにほかなりません。社会保障である国民健康保険の料や税を滞納整理あるいは納付事務について自治体から切り離すことは、給付を制限する結果につながるものであり、容認できません。しかも、そうした実態について何の認識もないことが明らかになりました。このこともさらに問題だと思えます。

府内の膨大な量の個人情報本機構に集積され、さらに収納や収納事務の民間委託を拡大されることは、個人情報保護の角度からも重大な問題であります。さらに、納税者にとって重要な問題であるにもかかわらず、説明もパブコメも納税者にはなく、本格稼働することは許されません。派遣職員の労働条件もばらばらで、現在、本機構での深刻な残業実態もあり、予算書で市町村との計数の修正が間に合わないなどの実情もあります。

したがって、本機構が4月から本稼働して徴税強化することに4議案はほかなりませんので、反対するものであります。以上です。

議長（近藤永太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案4件について採決に入ります。採決は1件ずつ、4回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成22年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成21年度京都地方税機構一般会計補正予算（第2号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構地方事務所設置条例一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第4号議案は原案どおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成22年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 近藤 永太郎

会議録署名議員 山本 正

同 横山 博